

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第 5 号

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27年新潟市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第
12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第1
5項」に改める。

別表第1のうち1の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。